# 【 重 要 事 項 説 明 書 】

＜令和 8 年 10 月 1 日 現在＞

## 1．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　　A.（０９５）８２４－７０４１
　　B.（０９５）８９５－７４１１
担当　　管理者　　矢島　元子
※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

## 2．医療法人昭和会　昭和会訪問看護ステーションの概要

### （1）提供できるサービスの種類と地域

| | |
|---|---|
| 事業所名 | 医療法人昭和会　昭和会訪問看護ステーション |
| 所在地 | 長崎市大浦町10番40号 |
| 電話番号 | Ⓐ095(824)7041　Ⓑ095(895)7411 |
| FAX番号 | 095(827)1833 |
| 介護保険指定番号<br>・その他の併設サービス | 訪問看護ステーション　長崎県　4260190089<br>・訪問介護　長崎県　4270101100<br>・居宅介護支援事業　長崎県　4270100409 |
| 医療保険ｽﾃｰｼｮﾝｺｰﾄﾞ | 訪問看護ステーション　０１９００８９ |
| サービスを提供する地域※ | 長崎市(旧高島町、旧外海町、旧琴海町は除く) |

※上記地域以外の方々でもご希望の方はご相談下さい。

### （2）当事業所の職員体制

○管理者　　１名（看護師と兼務）
　管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定（介護予防）訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

○看護師等　　２．５名以上（常勤換算）
　看護師等は、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、指定（介護予防）訪問看護の提供に当たります。

○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　　適当数
　理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たります。

○事務職員　　適当数
　事務職員は訪問看護の実施に当たって必要な事務を行います。

### （3）営業日および営業時間

| 営業日 | 営業時間 | 休業日 |
|---|---|---|
| 月曜日～土曜日 | 午前8：45～午後5：30 | 日・祝日，12/31～1/3 |

＊当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

## 3．事業の目的と方針

　利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

## 4．サービス内容

①症状・障害の観察
②清拭・洗髪等による清潔の維持
③食事及び排泄等日常生活の世話
④褥瘡の予防・処置
⑤リハビリテーション
⑥ターミナルケア
⑦認知症患者の看護
⑧療養生活や介護方法の指導
⑨カテーテル等の管理
⑩その他医師の指示による医療処置

5. 料金

お支払いただく料金は下記のとおりです。

※ 保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦10割の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。
サービス提供証明書を長崎市の窓口に提出すると、差額の払い戻しを受けることができます。

【介護保険】

(介護予防)訪問看護基本料金

| | 時　間　帯 | | 基本料金 | 介護保険利用時の1回あたりの自己負担額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1　割 | 2　割 | 3　割 | |
| 介護 | ・20分未満 | (看護) | ¥3,205 ／回 | ¥321 | ¥641 | ¥962 | ／回 |
| | ・30分未満 | (看護) | ¥4,808 ／回 | ¥481 | ¥962 | ¥1,442 | ／回 |
| | ・30分以上1時間未満 | (看護) | ¥8,402 ／回 | ¥840 | ¥1,680 | ¥2,521 | ／回 |
| | ・1時間以上1時間半まで | (看護) | ¥11,516 ／回 | ¥1,152 | ¥2,303 | ¥3,455 | ／回 |
| | ・20分（1回あたり） | (リハビリ) | ¥3,001 ／回 | ¥300 | ¥600 | ¥900 | ／回 |
| | ・40分 | (リハビリ) | ¥6,003 ／回 | ¥600 | ¥1,201 | ¥1,801 | ／回 |
| | ・60分 | (リハビリ) | ¥8,116 ／回 | ¥812 | ¥1,623 | ¥2,435 | ／回 |
| 予防 | ・20分未満 | (看護) | ¥3,093 ／回 | ¥309 | ¥619 | ¥928 | ／回 |
| | ・30分未満 | (看護) | ¥4,604 ／回 | ¥460 | ¥921 | ¥1,381 | ／回 |
| | ・30分以上1時間未満 | (看護) | ¥8,106 ／回 | ¥811 | ¥1,621 | ¥2,432 | ／回 |
| | ・1時間以上1時間半まで | (看護) | ¥11,128 ／回 | ¥1,113 | ¥2,226 | ¥3,338 | ／回 |
| | ・20分（1回あたり） | (リハビリ) | ¥2,899 ／回 | ¥290 | ¥580 | ¥870 | ／回 |
| | ・40分 | (リハビリ) | ¥5,799 ／回 | ¥580 | ¥1,160 | ¥1,740 | ／回 |
| | ・60分 | (リハビリ) | ¥4,380 ／回 | ¥438 | ¥876 | ¥1,314 | ／回 |
| ＊夜間・早朝料金は1.25倍　　＊深夜料金は1.5倍 | | | | | | | |
| 加算 | ・複数訪問加算　（Ⅰ） | 30分未満 | ¥2,593 ／日 | ¥260 | ¥519 | ¥777 | ／日 |
| | | 30分以上 | ¥4,104 ／日 | ¥411 | ¥821 | ¥1,231 | ／日 |
| | ・複数訪問加算　（Ⅱ） | 30分未満 | ¥2,052 ／日 | ¥205 | ¥410 | ¥615 | ／日 |
| | | 30分以上 | ¥3,236 ／日 | ¥324 | ¥647 | ¥970 | ／日 |
| | ・緊急時訪問看護加算 | （Ⅰ） | ¥6,126 ／月 | ¥613 | ¥1,226 | ¥1,837 | ／月 |
| | ・特別管理加算 | （Ⅰ） | ¥5,105 ／月 | ¥511 | ¥1,021 | ¥1,531 | ／月 |
| | | （Ⅱ） | ¥2,552 ／月 | ¥256 | ¥511 | ¥765 | ／月 |
| | ・退院時共同指導加算 | | ¥6,126 ／月 | ¥613 | ¥1,226 | ¥1,837 | ／月 |
| | ・初回加算 | （Ⅰ）退院日訪問 | ¥3,573 ／月 | ¥357 | ¥715 | ¥1,072 | ／月 |
| | | （Ⅱ）Ⅰ以外 | ¥3,063 ／月 | ¥307 | ¥613 | ¥918 | ／月 |
| | ・長時間訪問看護加算　1時間半以上（特別管理加算の対象者に限る） | | ¥3,063 ／日 | ¥307 | ¥613 | ¥918 | ／日 |
| | ・ターミナルケア加算（死亡月のみ） | | ¥25,525 ／月 | ¥2,553 | ¥5,105 | ¥7,658 | ／月 |
| | ・看護体制強化加算 | （Ⅰ） | ¥5,615 ／月 | ¥561 | ¥1,123 | ¥1,684 | ／月 |
| | | （Ⅱ） | ¥2,042 ／月 | ¥204 | ¥408 | ¥612 | ／月 |
| | ・サービス提供体制強化加算 | | ¥61 ／回 | ¥7 | ¥13 | ¥18 | ／回 |
| | ・介護職員等処遇改善加算 | | 介護報酬の1.8% ／月 | 利用料の1.8% | | | ／月 |

その他料金

・死後処置料
実費として、¥10,000（税込み）

・キャンセル料
1回あたり2,000円（契約書：第12条）

【医療保険】

訪問看護基本料金

| | | | | 基本料金 | | 負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 1割 | 3割 |
| 基本療養費 | 基本療養費（Ⅰ）30分～1時間30分程度 | 週3日目まで | | ¥5,550 | ／日 | 1日当たり | ¥555 | ¥1,665 |
| | | 週4日目以上 | | ¥6,550 | ／日 | 1日当たり | ¥655 | ¥1,965 |
| | 複数回訪問加算 | １日２回訪問 | | ¥4,500 | ／日 | 1日当たり | ¥450 | ¥1,350 |
| | | １日３回訪問 | | ¥8,000 | ／日 | 1日当たり | ¥800 | ¥2,400 |
| | ・長時間訪問看護指導加算 | | | ¥5,200 | ／日 | 1日当たり | ¥520 | ¥1,560 |
| | 複数名訪問看護加算 | 看護師・ＰＴ・ＯＴ・ＳＴ | | ¥4,500 | ／日 | 1日当たり | ¥450 | ¥1,350 |
| | | 准看護師 | | ¥3,800 | ／日 | 1日当たり | ¥380 | ¥1,140 |
| | | 看護補助者 | 1日1回 | ¥3,000 | ／日 | 1日当たり | ¥300 | ¥900 |
| | | | 1日2回 | ¥6,000 | ／日 | 1日当たり | ¥600 | ¥1,800 |
| | | | 1日3回 | ¥10,000 | ／日 | 1日当たり | ¥1,000 | ¥3,000 |
| 管理療養費 | | 初日 | | ¥7,710 | ／日 | 1日当たり | ¥771 | ¥2,313 |
| | | 2日目以降 | | ¥3,010 | ／日 | 1日当たり | ¥301 | ¥903 |
| その他加算 | ・24時間対応体制加算 | | | ¥6,800 | ／月 | 1月当たり | ¥680 | ¥2,040 |
| | 特別管理加算 | 厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態の方 | | ¥2,500 | ／月 | 1月当たり | ¥250 | ¥750 |
| | | 上記の中で重症度が高いとして定められている状態の方 | | ¥5,000 | ／月 | 1月当たり | ¥500 | ¥1,500 |
| | ・特別管理指導加算 | | | ¥2,000 | ／日 | 1日当たり | ¥200 | ¥600 |
| | ・退院時共同指導加算（退院・退所につき１回加算する） | | | ¥8,000 | ／回 | 1回当たり | ¥800 | ¥2,400 |
| | ・退院支援指導加算（退院・退所につき１回加算する） | | | ¥6,000 | ／回 | 1回当たり | ¥600 | ¥1,800 |
| | ・在宅患者連携指導加算 | | | ¥3,000 | ／月 | 1月当たり | ¥300 | ¥900 |
| | ・在宅患者緊急時等ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算 | | | ¥2,000 | ／日 | 1日当たり | ¥200 | ¥600 |
| | ・訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） | | | ¥1,830 | ／月 | 1月当たり | ¥183 | ¥549 |
| ・訪問看護情報提供療養費 | | | | ¥1,500 | ／月 | 1月当たり | ¥150 | ¥450 |
| ・訪問看護ターミナルケア療養費（死亡月のみ） | | | 1 | ¥25,000 | ／月 | 1月当たり | ¥2,500 | ¥7,500 |
| | | | 2 | ¥10,000 | ／月 | 1月当たり | ¥1,000 | ¥3,000 |
| ・訪問看護物価対応料Ⅰ | | イ　月の初日 | | ¥60 | ／日 | 1日当たり | ¥6 | ¥18 |
| | | ロ　月の2日目以降 | | ¥20 | ／日 | 1日当たり | ¥2 | ¥6 |
| ・緊急訪問看護加算 | | | 月14日目まで | ¥2,650 | ／回 | 1回当たり | ¥265 | ¥795 |
| | | | 月15日以降 | ¥2,000 | ／回 | 1回当たり | ¥200 | ¥600 |
| ・夜間・早朝加算 | | | | ¥2,100 | ／回 | 1回当たり | ¥210 | ¥630 |
| ・深夜加算 | | | | ¥4,200 | ／回 | 1回当たり | ¥420 | ¥1,260 |

・訪問看護基本療養費（Ⅰ）２時間超の訪問看護
30分ごと1,000円

【自費（保険外）】

| 時　間　帯 | | 基本料金 | | |
|---|---|---|---|---|
| ・40分 | （看護） | ¥6,000 | ／回 | ※夜間(18時～22時)　・　早朝(6時～8時)料金は1.25倍<br>※深夜(22時～翌朝6時)料金は1.5倍 |
| ・60分 | （看護） | ¥8,500 | ／回 | |
| ・40分 | （リハビリ） | ¥6,000 | ／回 | |
| ・60分 | （リハビリ） | ¥8,500 | ／回 | |
| ・延長料金（2時間～8時間） | （共通） | ¥7,500 | ／時間 | |
| ・延長料金（8時間～） | （共通） | ¥6,000 | ／時間 | |

・休業日の訪問看護
1日あたり3,000円

・交通費
１日あたり200円（限度10日目まで）

・キャンセル料
1回あたり2,000円（契約書：第12条）

・日常生活上必要な物品（オムツなどの衛生材料費）
実費相当額

・死後処置料
実費として、¥10,000（税込み）

６．自己負担額のお支払方法

毎月、月末締めとし、翌月にお支払をお願いいたします。
お支払方法は、口座振替と現金によるお支払との２通りの中からご契約の際に選べます。
毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払下さい。
事故防止のため、できるだけ口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。

７．看護師等の交替

サービス提供時に、担当の訪問看護師等を決定します。
ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師等が交替してサービスを提供します。
①ご契約者からの交替の申し出
選任された訪問看護師等の交替を希望する場合には、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにし、事業所に対して訪問看護師等の交代を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問看護師等の指名はできません。

②事業者からの訪問看護師等の交替
事業者の都合により、訪問看護師等を交替することがあります。
訪問看護師等を交替する場合は、ご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

８．事故発生時の対応

当ステーションが提供する訪問看護にあたって、事故が生じた場合は、速やかに利用者及び代理人が指定する連絡先等に連絡するとともに、「事故発生時の対応マニュアル」に従い、必要な措置をとります。

９．緊急時の対応方法

利用者の主治医又は協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、ご家族に連絡いたします。

| | | |
|---|---|---|
| 主治医 | 氏名 | |
| | 連絡先 | |
| ご家族 | 氏名 | |
| | 連絡先 | |

１０．サービス内容に関する苦情

①当事業所の相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情等を承ります。

担当窓口　：　医療法人昭和会　昭和会訪問看護ステーション
　　管理者　　矢島　元子
電話番号　：　（095）824-7041
受付時間　：　月曜日から土曜日　8：45 ～ 17：30

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

・高齢者すこやか支援課　　（095）829-1146
・長崎県社会福祉協議会　　（095）842-6410
・長崎県国民健康保険団体連合会　　（095）826-1599

１１．苦情処理の体制

①苦情相談窓口の担当者（矢島　元子）が、利用者及びその家族からの苦情相談を受付け内容を確認し、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決します。

②窓口担当者で解決が困難な場合は、苦情相談解決責任者（在宅部長）と協議し解決します。

③当該事業所内で解決が困難な場合は、苦情解決委員会にて、協議し解決します。

※苦情解決委員会（院長・事務長・苦情相談解決責任者・苦情相談窓口担当者）

④苦情解決委員会での解決が困難な場合は、利用者及びその家族に市町村の相談苦情窓口等に相談できる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を当局に伝えその指示を仰ぎます。

１２．虐待防止について

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。

②虐待防止のための指針の整備をします。

③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１３．業務継続計画（BCP）の策定について

(1) 事業者は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るためにＢＣＰ委員会を設置し指針・要綱に基づき必要な措置を講じます。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１４．ハラスメントについて

(1) 事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(2) 利用者又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。
具体的には次のような行為等が該当することがあります。
・大声での叱責や威圧的な言動
・人格を否定する発言や差別的な言動
・業務の範囲を超えた過度な要求
・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

(3) これらの行為が認められた場合には、複数名での対応やサービス提供方法の見直し、契約解除も含めてご相談させていただく場合があります。尚、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望につきましては、これまで通り誠意を持って対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

１５．衛生管理

事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、了承しました。

年　　月　　日

利用者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿